

【資料No.06・07】 顧客に対し基準が掲げるサービスを提供しうることを示した資料

[ポイント] パンフレットやホームページにおいて、登録基準に掲げられるサービスに関して、貴相談機関がどのような内容のサービスを提供しているかをお知らせして下さい。本登録基準は「面接による相談」を必須としています。面接による相談について登録基準に掲げられているサービスを提供することを訴求して下さい。その上で、提供するサービス内容を契約書で取り結んで下さい。

パンフレット等（提供するサービス 例）

◆教育研修

セルフケア研修・ラインケア研修

<サービスの内容>

- ①
- ②

◆職場のストレス診断

職場の具体的な問題と課題の把握、個人へのフィードバック

<サービスの内容>

- ①
- ②

◆導入支援・運用支援

導入ガイダンス・社内体制構築サポート

<サービスの内容>

- ①
- ②

◆対面カウンセリング

面接によるメンタルヘルスの相談（精神科医の面接含む）

<サービスの内容>

- ①人事労務管理担当者、上司、同僚及び家族に対して、その労働者の心のケアのための相談・助言
- ②相談の結果について、その件数・特徴を報告
- ③事業場に存在すると考えられる問題点等の取りまとめと報告・説明

◆重症化予防と復職者支援

職場復帰準備プログラム作成・家族へのサポート体制

<サービスの内容>

- ①
- ②
- ③